

マージン率等の情報提供について

※ 原則として、インターネットの利用による情報提供が必要です。

※ 下記の情報(⑥を除く)は少なくとも毎事業年度終了後可能な限り速やかに前年度分の実績を公表することが必要です。

① 令和7年6月2日付け 派遣労働者数

7人

② 令和7年度 派遣先事業所数(実数)

3事業所

③ 令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

41,206円(8時間 全業務平均)

④ 令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

25,973円(8時間 全業務平均)

⑤ 令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日) マージン率

37.0%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和9年3月31日)

☐ 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

添付「キャリア形成支援制度に関する計画書」No. 4 参照

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口: 西口郁也 電話番号: 06-6901-4946

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

事業所名 株式会社コネクト通信
許可番号 派27-302731

(R3.12)

様式第3号-2 (第1面)

キャリア形成支援制度に関する計画書

1 キャリアコンサルティングの担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する具体的な職務経験又はその有する知見
計	1	1		1	(具体的に記載すること)
キャリアコンサルタント				—	
上記以外の担当者	1	1		—	
営業職				—	
その他	1	1		—	20年間の人事経験あり

2 キャリアコンサルティング窓口

窓口の開設方法	キャリアコンサルティングを行う場所	備考
1 事務所内に設置・2 電話での相談窓口の設置・3 e-mailでの専用窓口の設置・4 専用WEBサイトの設置・5 その他	1 社内(本社・支社等を含む)の特定の場所・2 社内の不特定の場所・3 派遣先の特定の場所・4 派遣先の不特定の場所・5 社外・6 その他	
1	1	

3 キャリアコンサルティングに関するマニュアル等の有無

1

有

2

無

4 キャリアアップに資する教育訓練

キャリアアップ措置の種別（1 入職時等基礎的訓練、2 職能別訓練、3 職種転換訓練、4 階層別訓練、5 その他の教育訓練）					対象となる派遣労働者の種別（1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社○年目（階層別訓練の場合のみ選択のこと）・5 その他）				1人当たり年間平均実施時間				訓練の方法の別 1 OJT ・ 2 OFF-JT		訓練費負担の別 1 無償（実費負担なし）・ 2 無償（実費負担あり）・ 3 有償		賃金支給の別 1 有給（無給部分なし）・ 2 有給（無給部分あり）・ 3 無給	
具体的な教育訓練					具体的な対象労働者			人数	1年目	2年目	3年目	4年目以降						
①	1	ビジネスマナー研修	1	新規採用の派遣労働者	6	4							2	1	1			
②	2	プログラミング基礎研修	2	派遣労働者	6	120							1	1	1			
③	2	プログラミング設計研修	2	派遣労働者	6			20	30				1	1	1			
④	4	リーダーシップ研修	2	派遣労働者	6				8				2	1	1			
⑤	2	ビジネススキル研修	2	派遣労働者	6						16		2	1	1			
⑥	4	マネジメント研修	2	派遣労働者	6						16		2	1	1			
⑦																		
⑧																		
1人当たりの平均実施予定時間の合計（「訓練費負担の別」が「1 無償（実費負担なし）」であり、「賃金支給の別」が「1 有給（無給部分なし）」であるもののみ合計可。）									124	20	38	32						
「キャリアアップに資する教育訓練」実施にあたって支払う賃金額（1人1時間当たり平均）															3,035			
備考																		

※ 1人当たりの平均実施予定時間が、年間概ね8時間に満たない場合、備考欄にその具体的な理由を記載すること

5 上記教育訓練が、キャリアアップに資すると考える理由

派遣労働者の採用後、キャリアパスに沿って上記教育訓練を受講させる。システム運用の職務遂行能力やjava言語でのシステム開発の専門的・総合的能力を高め、派遣労働者のキャリアアップに資することを念頭に置いている。資格取得の支援が技能向上に結び付くことで長期就労が可能となる。

無期雇用派遣労働者への中長期的なキャリア形成を考慮に入れた教育訓練の実施	1 有 2 無	備考
--------------------------------------	---------	----

7 上記6の実施にあたってどのようなことを考慮しているのかを具体的に記載すること

長期的に就労することを念頭に、体系的な仕事能力習得、情報処理試験やjava、オラクル資格取得及びリーダー育成のために中長期的なキャリア形成を考慮に入れた研修を提供する。資格取得者には意欲の向上を図るため手当の支給を実施している。

8 派遣労働者のキャリアアップ措置に係る教育訓練に用いる施設、設備等の概要

※ 様式第3号の8欄と異なる場合のみ記載すること

9 教育訓練等の情報を管理した資料の保存期間が労働契約終了後3年間以上あること	1 有 2 無
---	---------

10 備考

※労働局記載欄